



環 評 審 第 15 号
平成 30 年 7 月 27 日

沖縄県知事 翁長 雄志

沖縄県環境影響評価審査会
会長 宮城 邦治



新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成 30 年 1 月 26 日付け沖縄県諮問環第 18 号で諮問のあったみだしのこと
について、別添のとおり答申します。



新石垣空港整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

1 陸上植物について

ガランピネムチャの移植については、移植地において、移植株及び繁殖株の生存が確認できなくなったとしており、環境保全措置として実施した代償措置の効果が得られていない。

事業者は、「引続き野生株の観察を行い、継続して種子採取に努め、追加播種及びポット苗での移植を行う」こととしているが、野生株から種子を得て、移植等を講ずる措置については、当該種の個体群の維持の観点から慎重に検討させる必要がある。

については、これまでの移植実績等から移植の困難さを踏まえ、実施しようとしている措置について、措置を講じないことも含め、改めて検討させること。

2 陸域生態系（ハナサキガエル類）について

(1) 環境保全措置の継続について

環境影響評価書では、ハナサキガエル類の生息地が消失することから、そこで捕獲されたハナサキガエル類を室内で一時飼育し、移動先となるビオトープの生息環境が整い次第移動を行うとしている。

平成 28 年度は、飼育しているオオハナサキガエルが 6 個体減少し、生存率が 77% に低下していることから、死滅個体が増加するようであれば早急に移動を検討すべきである。

については、移動先として整備したビオトープの現況がハナサキガエル類の生息環境として適しているか検討させ、ハナサキガエル類を早期に移動させること。

また、必要に応じて他の移動適地を検討させること。

(2) 環境保全措置の必要性について

オオハナサキガエルについて、飼育下で繁殖した個体（幼生、幼体）を第 1 ビオトープ及び第 3 ビオトープへ移動しているが、飼育個体を野外へ放流させることに関しては、病気による生態系の攪乱要因になるおそれがある。

については、当該地域におけるオオハナサキガエルの個体群の維持のため、飼育下で繁殖した個体を野外へ放流する措置の継続について再検討させること。

3 海域生物・海域生態系について

(1) 海藻草類について

空港内の管理において、除草剤を使用しているが、当該影響要因に係る環境影響評価が実施されていないため、除草剤に起因する海域生態系等への影響が懸念される。

については、除草剤の使用履歴（使用量、使用時期、使用方法）を調査させ、その使

用履歴と海藻草類の過年度調査結果との比較等により海域生態系等への除草剤の影響について検討させること。また、その結果を次回の事後調査報告書に記載させること。

さらに、除草剤による海域生態系への影響が疑われる場合は、「海域生物の生息状況とその種組成」の調査を継続させ、水の汚れ（農薬項目）に関する追加の調査を実施させること。

(2) サンゴ類について

サンゴ類の被度については、工事着手前である平成 15 年に発生した白化やその後の台風の波浪による影響で各地点の被度が低下しているが、その後、St. 1 や St. 7 のように被度が回復傾向にある地点と St. 2、St. 5、St. 10 等被度が回復しない地点がある。

被度が低下した又は回復しない地点については、各地点のサンゴの構成種や底質の状態、白化や台風襲来の外的要因の時期、施設からの排水の影響等を考慮させ、事業の実施による影響について総合的に検討させ、次回の事後調査報告書にその結果を記載させること。

4 第 3 ビオトープについて

第 3 ビオトープを今後も維持するために、自動くみ上げによる水の供給の停止や雨水排水の切り回しによる水供給を検討しているが、動植物の生息・生育場所としてビオトープの環境を維持する必要性の検討や新たな改変を加えることによる環境への影響を十分に検討した上で計画させること。

また、第 3 ビオトープの今後の取扱い次第では、第 3 ビオトープに移植したハンゲシヨウの再移植が必要になってくることが想定されるが、再移植する場合は、専門家からの助言を得るなどし、生育に適した場所を選定させること。

特に、第 1 ビオトープへのハンゲシヨウの再移植については、これまでの移植実績からしても移植適地であるか十分検討させる必要があるため、整備されたビオトープ以外の移植候補地も含め適切な措置を講じさせること。

5 地下水について

地下水位の観測については、新たな観測孔 16B-1' を設けて地下水位を把握していることから、当該観測孔における観測結果が適切に地下水位を観測できているかについて確認させるとともに、各観測地点や過年度の地下水位の結果との比較等により、事業の実施による地下水への影響を検討させ、必要に応じて事後調査の継続や新たな環境保全措置を講じさせること。

6 陸域生態系（小型コウモリ類）

(1) 事後調査結果の解析について

事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討の結果における石垣島島内の主な利用洞窟の小型コウモリ類の生息状況については、経年変動の有無が記載されているものの、事業の実施による小型コウモリ類への影響が考察されていない。

については、事業の実施による石垣島島内の主な利用洞窟の小型コウモリ類の生息状況への影響について考察させ、その結果を次回の事後調査報告書に記載させること。

(2) 事後調査期間について

沖縄県環境影響評価技術指針（以下、「技術指針」という）では、事後調査を行う期間は、原則として供用後の環境状態等が定常状態で維持されることが明らかとなるまで又は将来における環境状態等が悪化することがないことが明らかとなるまでとなっている。

陸域生態系（小型コウモリ類）の事後調査期間は、供用後3～5年程度としており、平成29年度調査で供用後5年が経過することから、供用後の環境状態等が定常状態で維持されている、または、将来における環境状態等が悪化することがないかについて、適切な判断基準を設けて考察させ、事後調査を継続して行う必要性を明確にさせること。

7 その他

沖縄県環境影響評価条例第36条第1項第7号において、事後調査報告書の記載事項として定められている「対象事業に係る環境影響の総合的な評価」については、技術指針第1章第4の15(1)に定める事項を記載しなければならないが、本事後調査報告書では、これらの事項が記載されておらず、「事後調査の結果、継続して講じる必要のある環境保全措置の項目及びその理由並びに継続して行う必要のある事後調査の項目及びその理由」等が検討されていない。

については、事後調査報告書の作成にあたっては、技術指針第1章第4の15(1)に掲げる事項を記載させること。